

# 造林公社問題検証委員会設置要綱

## (目的)

第1条 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「造林公社」という。)に係るこれまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資するため、造林公社問題検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)これまでの造林公社に係る国、滋賀県等の政策についての検証
- (2)これまでの造林公社の運営および経営改善の取組についての検証
- (3)造林公社が経営悪化に至った要因の明確化
- (4)その他目的を達するため必要な事項

## (委員)

第3条 委員会は、滋賀県知事が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年9月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 委員会は公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要である等委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

## (結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の検証結果をとりまとめ、滋賀県知事に報告する。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成20年(2008年)10月21日から施行する。